

# 農業制度資金のご案内

## 農業経営の改善・発展に！



### 相談窓口

村山総合支庁	農業振興課	山形市鉄砲町2-1 9-6 8	023-621-8397
	農業技術普及課	〃	023-621-8280
	西村山農業技術普及課	寒河江市大字西根字石川西355	0237-86-8215
北村山農業技術普及課	村山市榑岡笛田4-5-1	0237-47-8630	
最上総合支庁	農業振興課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1320
	農業技術普及課	〃	0233-29-1328
置賜総合支庁	農業振興課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6049
	農業技術普及課	高畠町大字福沢字鎌塚台160	0238-57-3411
	西置賜農業技術普及課	長井市高野町2-3-1	0238-88-8213
庄内総合支庁	農業振興課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5498
	農業技術普及課	鶴岡市藤島字山ノ前51	0235-64-2103
	酒田農業技術普及課	酒田市若浜町1-40	0234-22-6521
本庁	農林水産部農政企画課	山形市松波2-8-1	023-630-2296

平成26年8月

山形県農林水産部農政企画課農業経営・担い手支援室



農業近代化資金

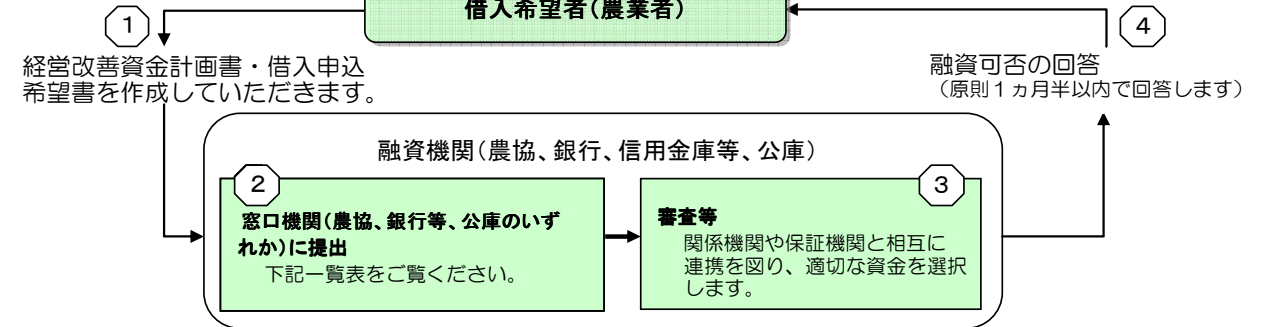
日本政策金融公庫資金

農業経営基盤強化資金・青年等就農資金  
農業改良資金・経営体育成強化資金

### ★農業経営改善関係資金★

○有利な資金を利用したいという方は、日頃取引のある融資機関（農協、銀行、信用金庫等）か、日本政策金融公庫に関係書類をご提出いただければ、関係融資機関で審査させていただきます。適切な資金をご融資いたします。また、特定の資金を利用したい方は、ご希望の融資機関にご相談ください。

<借入手続き>



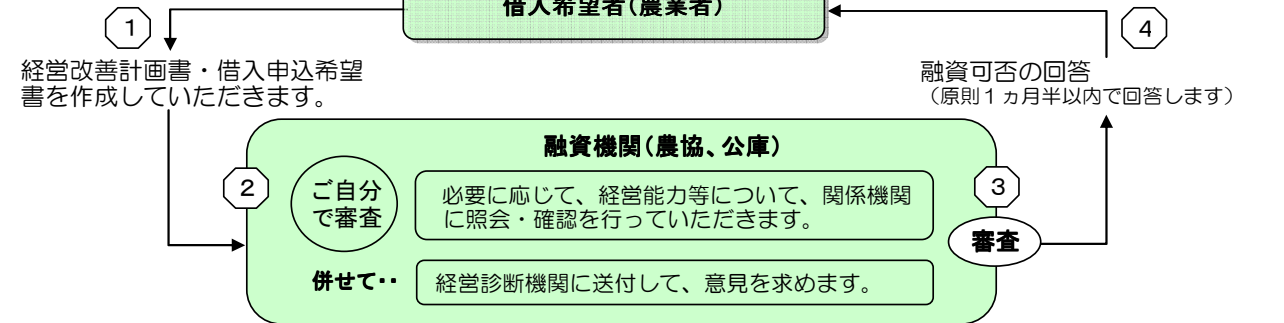
日本政策金融公庫資金  
経営体育成強化資金

農業経営負担軽減支援資金

### ★農業負債整理資金★

○まずは、現在融資を受けている融資機関に償還条件の緩和についてご相談ください。  
○償還条件の緩和だけでは、経営再建が図られない場合には、負債整理資金の活用について、それぞれの融資機関にご相談ください。

<借入手続き>



お問い合わせは

名称	住所	電話番号
山形市農業協同組合	山形市幸町18-20	023-623-0513
山形農業協同組合	山形市旅籠町1-12-35	023-624-8269
天童市農業協同組合	天童市老野森2-1-1	023-653-5110
さがえ西村山農業協同組合	寒河江市中央工業団地75	0237-86-8189
みちのく村山農業協同組合	村山市榑岡北町1-1-1	0237-55-0910
東根市農業協同組合	東根市大字東根甲1390-1	0237-43-1113
新庄市農業協同組合	新庄市沖の町5-55	0233-22-3966
新庄もがみ農業協同組合	最上郡舟形町舟形273-1	0233-32-8274
山形もがみ農業協同組合	最上郡大蔵村大字清水1414	0233-34-3232
真室川町農業協同組合	最上郡真室川町大字新町141-1	0233-62-2326
金山農業協同組合	最上郡金山町大字金山456-30	0233-52-2011
山形おきたま農業協同組合	東置賜郡川西町大字上小松978-1	0238-46-3035
庄内たがわ農業協同組合	鶴岡市上藤島字備中下3-1	0235-64-4926
鶴岡市農業協同組合	鶴岡市日吉町3-7	0235-23-5091
余目町農業協同組合	東田川郡庄内町余目字三人谷地172	0234-45-1501
庄内みどり農業協同組合	酒田市曙町1-1	0234-26-5540
酒田市袖浦農業協同組合	酒田市坂野辺新田字葉萱112	0234-92-4756
山形県酪農業協同組合	山形市吉原2-8-6	023-645-4527
山形銀行	山形市七日町3-1-2	023-623-1221
荘内銀行	鶴岡市本町1-9-7	0235-22-5211
きらやか銀行	山形市旅籠町3-2-3	023-631-0001
米沢信用金庫	米沢市大町5-4-27	0238-22-3435
鶴岡信用金庫	鶴岡市馬場町1-14	0235-22-2350
新庄信用金庫	新庄市本町2-9	0233-22-4222
日本政策金融公庫山形支店農林水産事業	山形市七日町3-1-9	023-625-6135
農林中央金庫山形支店	山形市七日町3-1-16	023-641-6319

資金種類	区分	農地			施設・農機具			購入・育成			新規就農		その他					対象者	貸付限度額等	貸付利率 (H26.8.20現在)	返済期間 (据置期間)	債権保全措置 (農業信用基金協会 の機関保証、担保 保証人)	融資機関		
		取得	賃借料の 一括払い	水田転作・ 内水面養殖	土地改良・ 基盤整備	農舎・畜舎等 生産施設	流通・加工 施設	観光農業 施設	農機具購入	果樹の植栽・ 育成	花木の植栽・ 育成	家畜の購入・ 育成	研修資金	就農準備 金	給排水施設	運転資金	生活環境の 改善							研修資金	災害資金
農業近代化資金	1 建物構築物資金				○	○	○													認定農業者	個人 1,800万円 (特認2億円)	個人0.90% 共同0.90%	15年以内	[機関保証あり]	農協 酪農協 銀行 信用金庫
	2 農機具等資金							○												認定就農者 ・認定新規就農者 (※1)	法人 2億円 融資率 80%	<認定農業者> 0.35~0.75%	<認定農業者以外> (据置3年以内) <認定農業者> (据置7年以内)	無担保・無保証人 による保証(★) <認定農業者以外> 個人1,500万円以内 法人3,000万円以内	
	3 果樹等植栽育成資金								○	○										その他の担い手	<認定農業者> 個人1,800万円まで 法人3,600万円まで 融資率 100%		<認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者> 個人1,800万円以内 法人3,600万円以内	
	4 家畜購入資金									○										農業を営まない法人等			<認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者> 個人1,800万円以内 法人3,600万円以内	
	5 家畜育成資金										○												<認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者> 個人1,800万円以内 法人3,600万円以内	
	6 小土地改良資金(事業費1,800万円以内)				○																		<認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者> 個人1,800万円以内 法人3,600万円以内	
	7 農村環境整備資金															○							<認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者> 個人1,800万円以内 法人3,600万円以内	
	8 農村給排水施設資金 特定農家住宅資金 内水面養殖施設資金			○																			<認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者> 個人1,800万円以内 法人3,600万円以内	
	9 長期運転資金		○																○				<認定農業者> (据置7年以内)	<認定農業者> 個人1,800万円以内 法人3,600万円以内	
㈱日本政策金融公庫資金	青年等就農資金 (新規就農を支援する資金)		○		○	○	○	○	○	○	○				○	○				認定新規就農者 (※1)	3,700万円 〔就農施設等資金の 貸付残高と通算〕	無利子	12年以内 (据置5年以内)	実質無担保・無保証 人による保証	㈱日本政策 金融公庫 及び 公庫受託 金融機関 (農協・銀行・ 信用金庫等)
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) (負債整理の場合は制度資金以外が対象)	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○			○	認定農業者	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円)	0.35~0.90%	25年以内 (据置10年以内)	[機関保証なし] (直貸) 必要に応じて 担保・保証人を徴求	
	経営体育成 強化資金	1 前向き投資	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○			認定農業者以外の 担い手	個人 1億5千万円 法人 5億円 融資率 80%	0.90%	25年以内 (据置3~10年以内)	必要に応じて 担保・保証人を徴求	
		2 再建整備資金の対象となる 負債の借換え																		○	個人 1,000万円 法人 4,000万円				
		3 償還円滑化資金の対象となる 負債の借換え																			計画期間中の 支払金額の合計				
農業改良資金	1 新たな農業部門の経営の開始																			エコファーマー	個人 5,000万円 法人 1億5千万円	無利子	12年以内 (据置5年以内)	必要に応じて 担保・保証人を徴求	
	2 新たな加工事業の経営の開始																			六次産業化法の認定 を受けた農業者等					
	3 農畜産物・加工品の新たな生 産方式の導入		○		○	○	○								○										
	4 農畜産物・加工品の新たな販 売方式の導入																								
	セーフティネット資金 (農林漁業経営の安定のための資金)																		○	農業者	600万円 (一定要件を満たすものは経 営規模に応じて増額可能)	0.35~0.45%	10年以内 (据置3年以内)		
その他	農業経営改善促進資金(スーパーS資金) (農業経営改善のための短期運転資金)																			認定農業者	<一般農業者> 個人 500万円 法人 2,000万円	1.20%	1年以内	[機関保証あり] 無担保・無保証人 による保証(★)	農協 銀行
	農業経営負担軽減支援資金 (農業経営改善のための既往債務の借換資金)																		○	借入金の償還が 困難となっている農 業者	営農負債の残高 (5.0%以下の 制度資金を除く)	無利子 融資機関 引下げ後	10年(特認15年)以 (据置3年以内)	[機関保証あり] 必要に応じて 担保・保証人を徴求	農協・酪農協 銀行 信用金庫
	就農支援資金(※3) (新規就農を 支援する資金)	就農施設等資金 (農業経営開始に必要な機械 購入、施設設置経費に限る)	○			○	○	○	○	○	○					○	○			認定就農者	青年 3,700万円 中高年 2,700万円 (融資率の設定あり)	無利子	12年以内 (据置5年以内)	[機関保証あり] 無担保・無保証人 による保証	農協

※1 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想策定後に、市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人。  
 ※2 「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実との市町村の証明を受けた者を含む。  
 ※3 平成26年4月以降は、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想が規定されるまでの間に申請を行い、県から就農計画の認定を受けた者(認定就農者)に対する貸付け。  
 ○この表は原則的な事例を掲載したものです。資金用途、資金種類により条件が異なりますので、詳細は取扱融資機関等へお問い合わせください。  
 ○認定新規就農者及び認定農業者の認定は市町村で行っています。(市町村の農業経営基盤強化促進基本構想が策定されるまでの間の「認定就農者」としての認定は、総合支庁農業振興課で行っております。)